

平成28年 6月15日

連絡先	
農林水産部	水産資源課
担当者	永濱、中西
電話	059-224-2584
ファックス	059-224-2608
e-mail	suisan@pref.mie.jp

四日市市楠町地内の水路におけるコイのへい死について

1 内容

- (1) 6月10日(金)、四日市市役所から三重県四日市地域防災総合事務所を通じて、県津農林水産事務所に対し、四日市市楠町の水路(四日市市管理)においてコイ計6尾(マゴイ5尾、ニシキゴイ1尾)がへい死している旨の連絡がありました。
- (2) 県津農林水産事務所による現地調査の結果、コイ以外の魚やエビ類に異常がみられず、コイヘルペスウイルス病が疑われたことから、6月13日(月)に、県水産研究所(志摩市浜島町)において、2尾(マゴイ1尾、ニシキゴイ1尾)についてコイヘルペスウイルス病の一次検査を行ったところ、いずれも陽性と判定されました。
- (3) このため、6月13日(月)に、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 増養殖研究所(度会郡南伊勢町)に2尾の確定診断を依頼したところ、6月15日(水)に2尾ともコイヘルペスウイルス病であることが確定しました。
- (4) 四日市市楠町の水路では、平成19年8月にもコイヘルペスウイルス病によるマゴイのへい死が発生しています。
- (5) なお、県内のコイヘルペスウイルス病の発生事例は、平成15年11月に四日市市で確認されて以降、今回が26例目で、直近では平成25年に東員町で発生が確認されています。本年度については最初の事例となります。また国内では、平成15年10月に茨城県の霞ヶ浦で最初に確認されて以降、全47都道府県で確認されています。

2 今後の対応

コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、県農林水産事務所等関係機関に発生を周知するとともに、水路の管理者である四日市市に定期的なパトロール、へい死魚の回収及び焼却処分を依頼します。

なお、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、内水面漁場管理委員会の指示により、平成16年から、県内の公共用水面及びこれと一体を成す水面から持ち出したコイを、他の水域へ放流することは禁止されています。

3 その他

コイヘルペスウイルス病は、コイにのみに発生する疾病で、他の魚や人に感染することはない、仮に感染したコイを人が触ったり、食べたりしても人体に影響はありません。